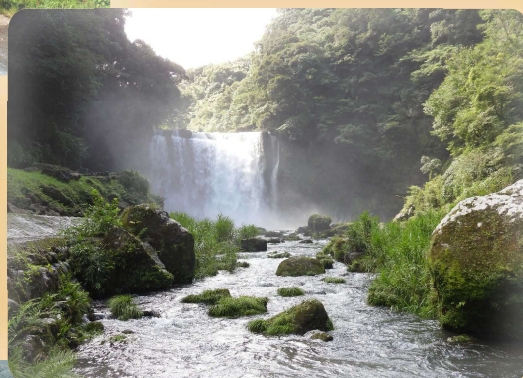


# 錦江町農村環境計画

子や孫につなぐ色彩豊かな農村環境

元気があふれ未来へ拓く錦江の環<sup>わ</sup>



令和8年3月  
錦江町

---

---

# 錦江町農村環境計画 目次

第1章 序 論.....	1
1. 農村環境計画策定の背景.....	1
2. 農村環境計画の位置づけ.....	2
3. 農村環境計画の適用範囲.....	3
4. 農村環境計画策定手順.....	4
5. 農村環境計画の内容（ポイント）.....	5
第2章 地域内の環境評価に関する事項.....	6
第1節 錦江町の概要.....	6
1. 位置・地勢.....	6
2. 気象.....	7
3. 主要交通網.....	8
4. 土地利用.....	8
第2節 錦江町の社会環境.....	9
1. 人口構造の動向と見直し.....	9
2. 経済産業構造と動向.....	11
3. 生活環境整備.....	14
4. 芸術・文化.....	15
第3節 錦江町の生産環境.....	18
1. 農業・農村の動向.....	18
2. 農業生産の動向.....	23
3. 農業農村整備状況.....	29
第4節 錦江町の自然環境.....	31
1. 地域指定等.....	31
2. 錦江町の地形・地質・水環境.....	34
3. 錦江町の生態系.....	43
4. 生態系調査.....	56
5. 錦江町の景観.....	134
第3章 地域の整備計画.....	136
第1節 上位計画・関連計画の概要.....	136
1. みどりの食料システム法 令和4年7月.....	136
2. 鹿児島県環境基本計画 令和3年3月.....	138
3. かごしま未来創造ビジョン 令和4年3月.....	140
4. 生物多様性鹿児島県戦略 2024-2033 令和6年3月.....	141
5. 鹿児島県景観形成基本方針 平成20年3月.....	142
6. 大隅地域 地域振興の取り組み方針 令和5年3月.....	143
7. 第3次錦江町総合振興計画 令和7年3月.....	144
第2節 農業農村整備事業管理計画.....	145



<b>第4章 環境特性と広域的エリアの設定</b> .....	146
第1節 本町の環境特性と課題 .....	146
1. 自然環境.....	146
2. 生産環境.....	147
3. 社会環境.....	148
第2節 広域的エリア区分図 .....	149
<b>第5章 農村環境保全の基本方針に関する事項</b> .....	151
第1節 農村環境保全の基本的な考え方と方針 .....	151
1. 農村環境保全に向けた基本的な考え方.....	151
第2節 農村環境保全基本方針とキャッチフレーズ .....	152
1. 農村環境保全の基本方針.....	152
2. 錦江町農村環境計画　キャッチフレーズ.....	153
3. 農村環境保全の基本目標.....	154
<b>第6章 環境保全対策</b> .....	158
第1節 今後の農業農村整備事業と環境保全対策の動向.....	158
1. 整備水準と今後の農業農村整備事業 .....	158
2. 生物多様性の保全.....	158
3. 農業農村整備事業における環境保全対策の基本.....	159
4. 農村景観の保全・形成.....	160
第2節 錦江町における農村環境保全対策.....	161
1. 生態系ネットワークの保全と再生【自然環境】 .....	161
2. 水辺環境の保全と創造【自然環境】 .....	163
3. 環境に配慮した持続可能な農業農村整備事業の展開【生産環境】 .....	164
4. 環境負荷低減に向けた取り組みと高付加価値農業の推進【生産環境】 .....	186
5. 住民自治による農村の持つ多面的機能の発揮【社会環境】 .....	190
6. 色彩豊かな自然と文化を活かした農村環境づくり【社会環境】 .....	195
第3節 農村環境保全のための環境構成要素 .....	197
1. 水田地域.....	198
2. 畑地地域.....	199
3. 樹林地・林縁 .....	200
4. 河川・ため池 .....	201
<b>第7章 農業農村整備事業における整備計画</b> .....	202
第1節 広域的整備計画 .....	202
1. 生態系ネットワーク .....	202
第2節 地域別整備計画 .....	209
1. エリア別整備方針 .....	209
2. 環境特性と基本方針 .....	212
第3節 錦江町　農村環境計画図.....	215



# 第1章 序 論

## 1. 農村環境計画策定の背景

我が国の食料安全保障は、国内農業の持続的な発展や農業の基盤である農村の振興を通じて、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入力できることを通じて確保されるべきものです。

しかしながら、「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の制定から四半世紀が経過する中で、制定時には想定していなかった、又は想定を超えた食料安全保障に関わる情勢の変化や課題に、我が国は直面しています。

世界の食料需給を見てみると、世界人口は増加し、食糧需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学リスクの高まりにより、世界の食料生産・供給は不安定化しています。また、持続可能な開発目標（SDGs）や2050年ネット・ゼロの達成に向けた取り組みの進展、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択など、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、農業・食品産業に対しても環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められています。

農村、特に中山間地域等の条件不利地域では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、集落による協同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念されています。

このように、国民生活に必要な食料を供給する多面的機能を有する農業を始め、様々な課題に直面していることから、従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証及び、評価並びに今後の20年程度を見据えた課題の整理を行い、基本理念や基本的な施策の方向性を見直し、再整理した「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和6年法律第44号。以下「改正基本法」という。）が、2024年6月5日に施行されました。

改正基本法で掲げる「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の五つの基本理念に基づき、我が国の食料・農業・農村を維持・発展させるため、各種施策の方向性が具体的に示されています。

「環境との調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」の目標では、温室効果ガス削減、生物多様性の保全、農山漁村における循環型社会の形成、食品産業の環境負荷低減、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮が設定されており、鹿児島県においても、「かごしま食と農の県民条例」が令和7年3月に改正されました。

本町においても、少子高齢化及び社会減による人口減少が進むなか、基幹産業である農業をはじめとする各種産業の担い手確保に努めるとともに、最先端技術の導入により省力化や産物の高付加価値を進めていくこととしています。

これらの流れを受け、農業農村整備事業においても、農業・農村の有する多面的機能の発揮や環境との調和に配慮した事業の実施に繋げる必要があることから、自然環境等に関する総合的な調査を行い、地域の環境特性を把握した上で、環境保全の基本方針を明確にした、「錦江町農村環境計画」を策定することとしました。



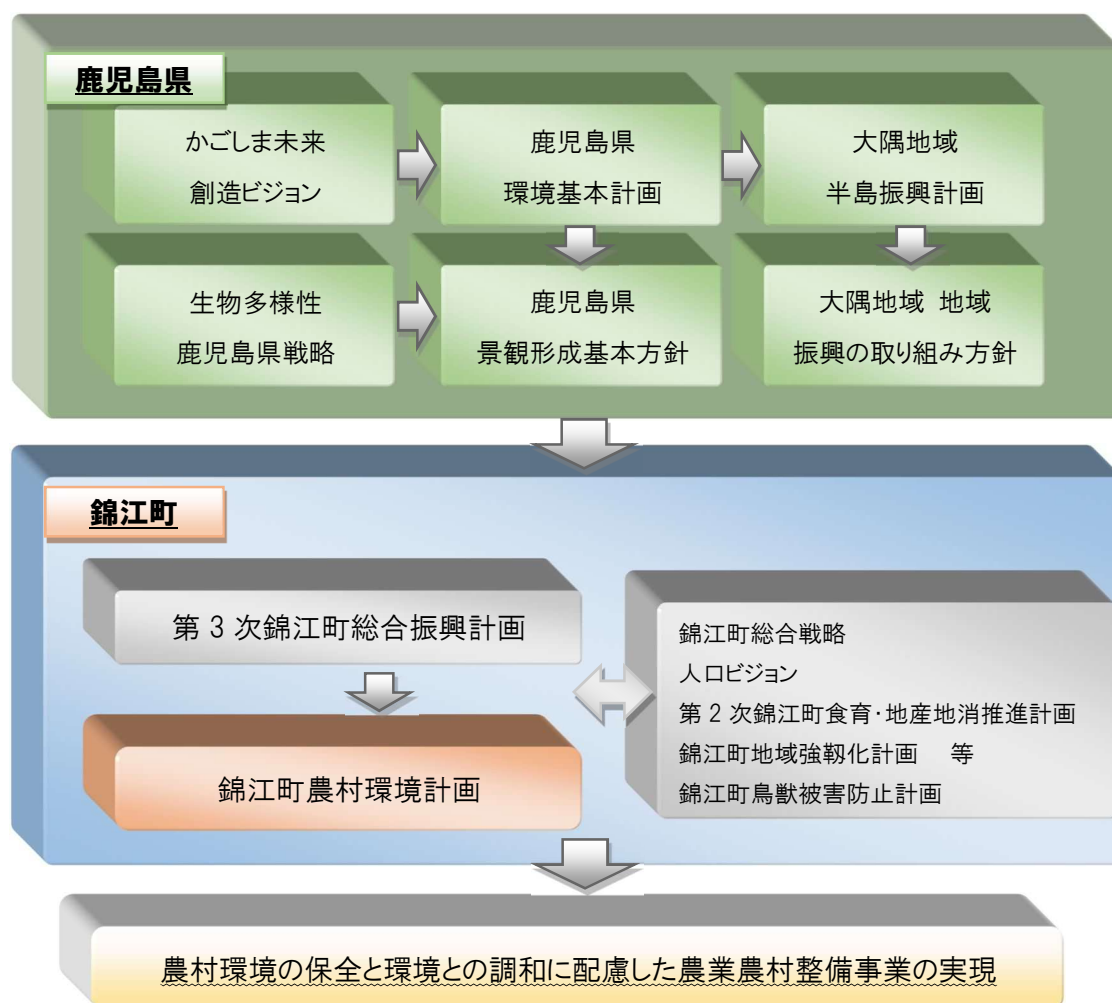
## 2. 農村環境計画の位置づけ

本計画は「第3次錦江町総合振興計画」を最上位計画として、「かごしま未来創造ビジョン〈改訂版〉」、「大隅地域 地域振興の取組方針〈改訂版〉」等の理念を農業農村整備事業にも適応させ、中長期的に実施していこうとするものであり、環境に配慮した農業農村整備事業を実施するための基本構想として位置づけられるものです。

鹿児島県では、「環境基本法」、「生物多様性基本法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律」、「景観法」等の法令に基づき「鹿児島県環境基本計画」、「生物多様性鹿児島県戦略」などの各種計画を策定しており、その中で大隅地域の農村地域の将来像について基本方針や施策が示されています。なお、本計画書はこれらの各種上位計画並びに関連計画等の位置づけを十分に考慮したものであることが重要です。

本計画は農業農村整備事業を実施するにあたって、農村環境を保全するための対策を示し、関係者への環境に対する理解・配慮を促し、農業・農村の振興を図るとともに、本町の農村環境を望ましい方向へ導くものです。

図 1.1 錦江町農村環境計画の位置づけ



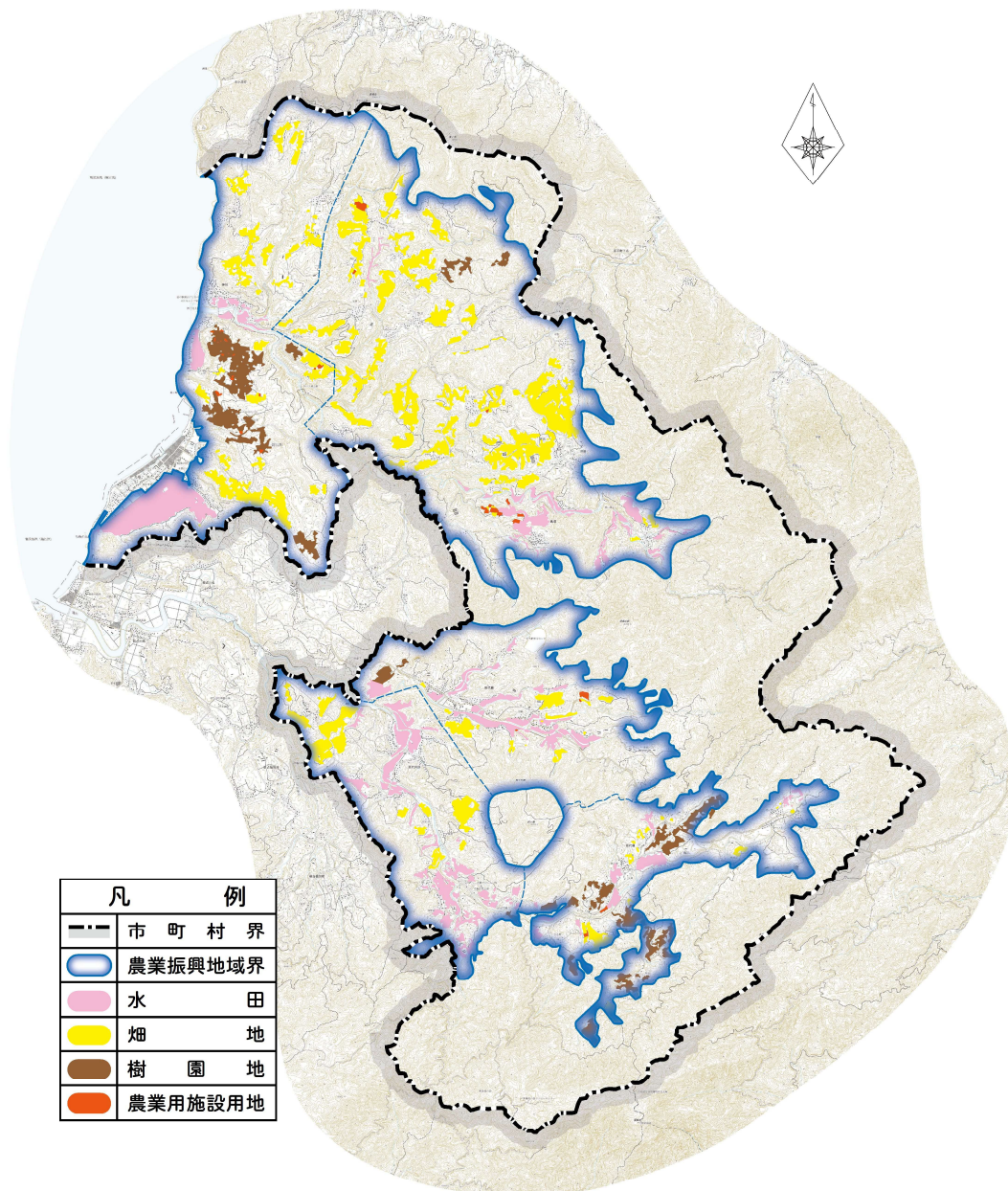
「大隅地域 地域振興の取組方針」は、鹿児島県大隅地域振興局（令和5年3月）策定



### 3. 農村環境計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、農業農村整備事業が展開される、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域と隣接する地域を対象とします。

図 1.2 土地利用計画



農業振興地域： 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が市町村と協議して市町村毎に指定する区域。

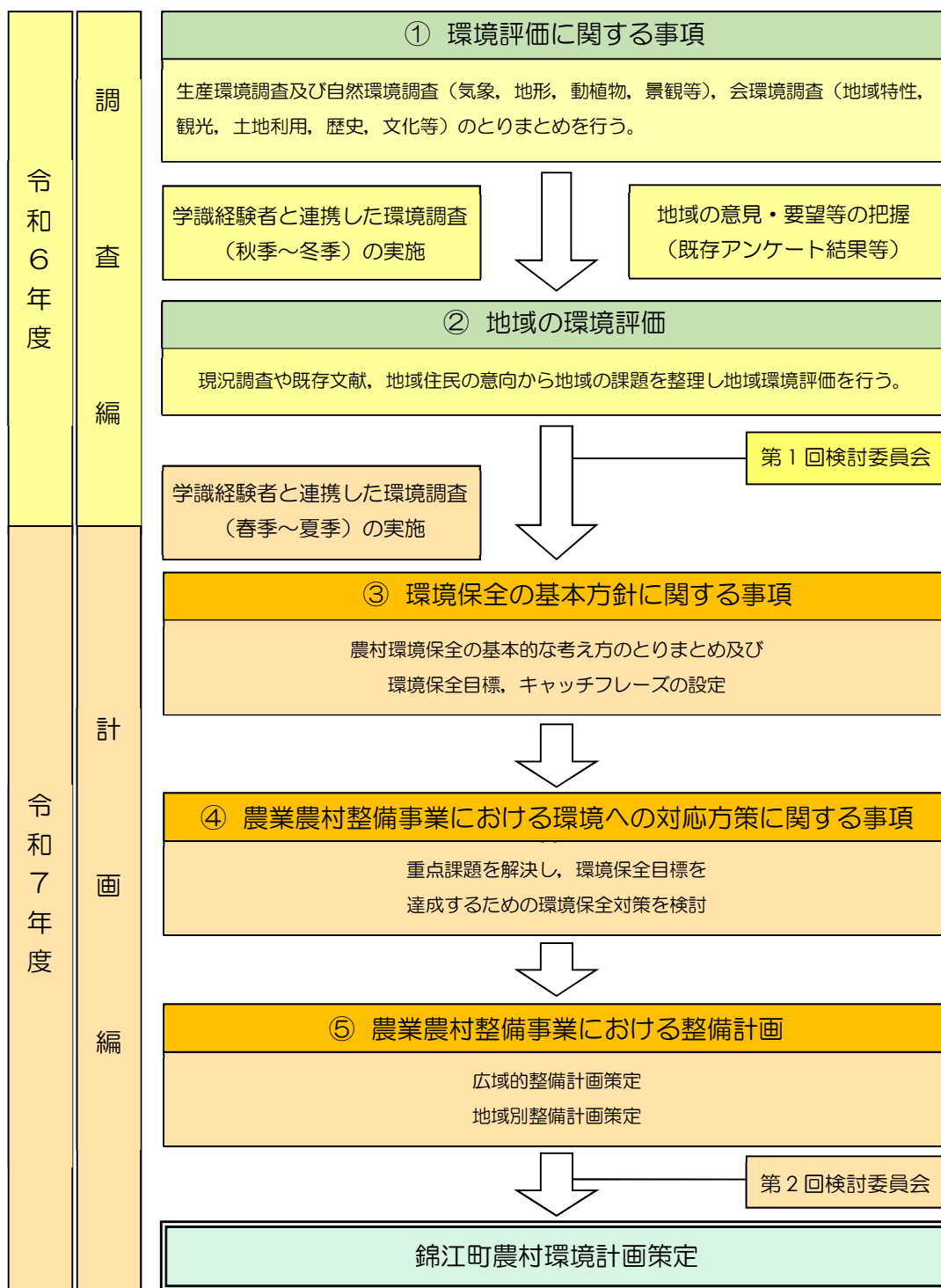
農用地区域： 「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき市町村が今後おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画において定めた区域。（水田・畑地・樹園地）



## 4. 農村環境計画策定手順

農村環境計画の策定手順は以下のとおりです。策定の期間中に、学識経験者と地域の代表者で構成する農村環境計画検討委員会を開催し、計画内容について審議します。

図 1.3 錦江町農村環境計画策定イメージフロー



## 5. 農村環境計画の内容（ポイント）

農村環境計画は、農業農村整備事業の実施において「環境との調和に配慮」した対策等を示したマスタープランです。

地域の環境特性や地域のニーズを把握し、地域の環境保全のための基本的考え方及び対応方策を示すものです。

よりよい農村環境を保全するため、地域全体を把握するとともに、将来的に望ましい地域環境のあり方、環境保全に関する基本的な考え方を明らかにします。これらを踏まえ、地域の農業農村整備のあり方や農業農村整備事業における環境配慮の基本方針を示します。

- ①地域全体の環境特性を把握します。
- ②環境保全に対しての意向を把握します。
- ③将来的にどのような環境整備が必要なのか、基本の方針を明らかにします。
- ④将来的な事業のあり方について、広域的整備計画と地域別整備計画を策定し、農村環境計画図、イメージ図等で整理します。
- ⑤将来的な農業農村整備事業による対応方策を整理します。
- ⑥学識経験者や地域の代表等からなる検討委員会を開催し、環境保全に関する助言・指導を受けます。

